

## 重大な消防法違反がある建物を公表する 違反対象物公表制度が4月1日から始まります！

### 違反対象物公表制度とは？

建物を利用する人が、自らその建物の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防本部が把握する「重大な消防法令違反」を公表する制度です。全国の主要な都市ではすでに実施されており、亀山市でも令和2年4月1日から運用を開始します。

違反対象物の情報は、市ホームページ(消防本部のページ)に掲載します。



出典：消防庁発行リーフレット「違反対象物公表制度」

### 公表の対象となる建物と内容は？

公表の対象となる建物は、飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設等の避難が困難な人が利用する建物です。

公表の対象となる内容は、違反対象物の名前、違反対象物の住所、違反の内容です。



### 公表の対象となる違反と公表までの流れ

建物の用途と規模により、法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備が設置されていないものが公表の対象になります。



### 【公表の例】

床面積250㎡の飲食店が、消防機関へ相談を行わずに、床面積300㎡以上に増改築をしました。床面積が300㎡以上になったことで、新たに自動火災報知設備の設置義務が生じましたが、未設置であったため、違反対象物となってしまいました。

その後、消防本部が違反および公表などの通知を行い、2週間以内に改善が認められなかったためホームページで公表が行なわれました。



消防用設備が適切に設置されていない建物を利用しているときに火災が発生した場合、「火災の発生に気付くのが遅れる」、「効果的な初期消火活動が行えない」などの理由で避難が困難になってしまうおそれがあります。違反公表制度を参考にし、利用する建物が安全であることを確認し、自分の身を守る一つの手段としてください。

また、事業所の皆さんは、建物の増改築または使用用途を変更するときなどは、新たに消防用設備等が必要となることで、違反対象物公表制度の公表対象となる場合があります。事前に消防本部予防課へご相談ください。

**問合せ先** 消防本部予防課予防グループ(☎82-9492)